

子育て・教育は稻沢で!

稻沢市は人にやさしい
まちづくりを進めています



保育施設入園を検討されている方へ

このしおりにおいて「保育施設」とは、稻沢市内の公立保育園
私立保育園、認定こども園、小規模保育事業所のことを指します。



©稻沢市 いなッピー



稻沢市ではすべての子どもたちが共に育ち合うことを願って、特に次のような事業を実施しています

子どもを尊重するていねいな保育を行っています。

平成30年に作成した、市独自のガイドラインを守って、公立・私立問わず全ての認可保育施設で、子どもの心や身体を大切にするていねいな保育を実施しています。(別添参照)

子どもの主体性を尊重した保育を実施しています。

これから時代を生き抜く子どもたちに必要な、自分で考え自分から行動する力や非認知的能力を伸ばす、子ども主体の保育を0歳児から行っています。

すべての子どもが共に育ち合うことを願ってインクルーシブ保育の実現を目指しています。

障がい等の有無に関わらず、支援が必要な児童が、必要な場所で、必要な時に、必要な支援を受けられる体制づくりを進めています。(担任以外の保育士のプラス配置、保育支援者の導入等で安全面の強化)

乳幼児期から、いろいろな人がいることを知り、お互いに理解し認め合うことを生活や遊びを通して自然な形で学びます。

保育士に対する巡回支援や研修会を実施し、保育の質を高めます。

巡回支援や研修会、公開保育等を通して、どの子どもにとっても生活しやすくわかりやすい環境作りのアドバイスをしたり、保育士が子どもを理解したり、子どもへの関り方を学び合う機会を設けるなど、子どもを支援する保育士に対しての後方支援を行います。

保健センター、学校教育課、福祉課、子育て相談室などの連携や相談支援体制を強化し、支援を繋げます。

子どもの成長過程を踏まえた、きめ細やかな支援を切れ目なく行うために、関係機関との連携を強化します。



保護者の方へ

保育施設での生活は、これまで御家庭の方に見守られながら過ごしてきた環境とは異なり、同年代の子どもたちとの集団生活の場となり、社会性を身に付けていく場ともなります。

例えば、“言葉の面がゆっくり”というお子さんで、家庭では不自由を感じていなかった場合でも、集団生活の場では上手く伝わらないことや、思い通りにいかないことが増え、もどかしさなどを感じる場面も増えていきます。

そんな時に、お子さんの困っていることを少しでも解消できるように、友達との間に仲介役として保育士が介入したり、複数の保育士で見守るなど支援を行い、自ら発達するのを応援します。言葉の面の他にも、「偏食や日常生活にこだわりがある」、「集中力が続かない、座っていられない」などの心の面や、「病気により運動制限がある」「歩行が不安定である」などの身体的な面に至るまで、お子さんの状況は多種多様です。また、下の子が生れたことで寂しさを感じている時、友達とけんかして気持ちの折り合いがつかずイライラしている時など、どの子にも支援が必要な時があります。そんな時、そっと見守ったりそばに寄り添えるよう、稻沢市では国で定められた基準よりも多い保育士を配置したり、保育士が子どもと関わる時間が増えるよう保育支援者を配置するなどして、発達支援を含めたていねいな保育を実施する体制整備を進めています。



インクルーシブ保育に関する Q&A

Q1 インクルーシブ保育って？

A1 稲沢市では、障がい児に限らず支援が必要なお子さんに対し、「個」ではなく園という「環境」全体で支援するインクルーシブ保育を目指した発達支援を実施します。

各園、通常の人員配置基準（保育士1名に対しての園児数）に加え、数名の保育士（園の規模により異なる）や保育支援者を配置してゆとりある保育環境を整備し、きめ細やかな保育を実施する体制を整えます。

なお、支援の内容や支援の付き方については、お子さんの発達状況によって異なります。どのお子さんも目標は自立です。生活も遊びも、主体的に自分でわかって自分で動くことができるよう、環境を整えたり、保育士が働きかける等その子に合った支援を行います。

国基準

稲沢市

認可保育施設の人員配置基準
(児童数:保育士数)

0歳児 3:1
1・2歳児 6:1
3歳児 20:1
4・5歳児 30:1

左記の人員配置基準に加えて、支援が必要な児童の状況や施設の規模に応じて、個別支援保育士、サポート保育士、保育支援者を配置
ゆとりある保育環境

※集団生活をおくる中での、お子さんの状況や支援の必要度合いにより、常時支援につく場合と、支援が必要な場面のみ支援につく場合があります。

Q2 今までの障害児保育はなくなるの？

A2 なくなるわけではありません。集団生活をおくるうえで、お子さんの状況によって、必要な支援の内容や支援方法は異なりますが、保護者の方と連携を取りながら、育ちを支えていきます。入園相談や申し込みの際に、お子さんの

療育手帳や身体障害者手帳等をお持ちの方は御持参ください。また、医療的ケアが必要なお子さんについて、一部の園で看護師を配置して受け入れ体制を整えておりますので保育課に御相談ください。

Q3 インクルーシブ保育はどこの園で実施するの？希望すればどこの園でも入園できるの？

A3 基本的には、公立・私立すべての園で実施します。ただし、利用調整の結果、希望した保育施設に空きがない場合には入園できませんので、その場合は園の状況や保育士配置の状況により、他園を紹介させていただく場合があります。また、集団保育が困難であると判断した場合は、入園ではなく体験保育や療育施設等他の施設を紹介する場合もあります。

Q4 個別の療育をしてもらえるの？

A4 それぞれのお子さん的心身状況に応じて保育を行いますが、あくまでも集団での保育となります。障害・疾病等に対する専門的な訓練や治療は行っていませんので、個別の療育等を希望する場合は、保育施設と合わせて児童発達支援事業等を御利用ください。

Q5 支援が必要な児童が、早朝や延長保育を利用できるの？

A5 基本的には利用していただけます。ただし、保育施設では長時間保育においてもお子さんが安心して過ごせるよう最大限の努力をしていますが、特に16時以降については、部屋を移動する等環境が変わることにより、お子さんにとって負担を感じこともあります。早朝・延長保育は、そうした点を十分考慮した上で御利用ください。また、状況によって安全性が確保できない場合は、お受けできない場合もありますので御了承ください。

Q6 関係機関で連携を取るのはなぜ？

A6 保育園に入園したり、学校に入学したり、児童クラブを利用したり、福祉サービスの事業所を利用するなど、生活する場所が変わってもお子さんが安心して生活するために、支援が途切れることなく継続していくよう、稻沢市のサポートブックを活用して支援者同士で繋がることを目指します。その際は、個人情報の取扱いに十分留意します。